

議案第一四号

三朝町奨学資金貸付基金条例の制定  
について

三朝町奨学資金貸付基金条例を別紙のとおり制定する。

昭和四十年三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾年参月拾九日

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町奨学資金貸付基金条例

(設置)

第一条 奨学資金（以下「資金」という。）の貸付けに関する事務を円滑かつ効率的に行なうため三朝町奨学資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第二条 基金の総額は三百万円とし、これに達するまで毎年度積立るものとする。

(貸付対象)

第三条 資金の貸付は県内高等学校の在學生とする。

(貸付を受ける者の要件)

第四条 資金の貸付を受ける者は次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- 一 町内に居住する者の子弟
- 二 身体強健品行方正順良で修学能力を有すると認められる者。
- 三 学資の支弁が困難と認められる者。
- 四 貸付資金の償還能力を有すると認められる者。
- 五 その他町長が別に定める要件を充たす者。

(貸付金額)

第五条 資金の貸付金額は一人月額一五〇〇円以内において町長が定める。

(貸付条件)

第六条 資金の貸付条件は次の各号に定めるところによる。

- 一 貸付の利率 無利息
- 二 貸付期間 その学校における正規の修業期間
- 三 償還方法 年賦、半年賦又は月賦とする。
- 四 延滞利息 延滞金につき日歩四銭

資金の貸付を受けた者に事故があるときは連滞保証人が償還する。

(資金の停止又は返還)

第七条 町長は資金の貸付けを受けた者が資金貸付の目的以外に使用したとき又は貸付条件に従わなかつたときは資金の全部又は一部について停止又は返還をさせることができる。

(償還金の減免)

第八条 町長は資金の貸付を受けた者の死亡又は特別の事由が生じたときと認めるときは償還金を減免することができる。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか基金の管理運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1. この条例は昭和四十年四月一日から施行する。

2. この条例施行前において三朝町福祉生還学金貸与条例（昭和二十九年三朝町条例第三十八号）並びに三朝町福祉協議会が行なう三朝町奨学資金貸与規則の適用を受けていた者は、この条例の適用を受けたものとみなし、これの償還期限については尚従前の例による。

3. 三朝町福祉生還学金貸与条例（昭和二十九年三朝町条例第三十八号）はこの条例の公布の日より廃止する。